

○ 労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）

改 正 案

（会員以外のものに対する資金の貸付け等）

第三条 労働金庫が法第五十八条第四項の規定により行うことができ  
る労働金庫の会員以外のものに対する資金の貸付け及び手形の割引  
は、次に掲げるものとする。ただし、第一号から第五号まで及び第  
八号に掲げる資金の貸付け及び手形の割引の額の合計額は、当該労  
働金庫の資金の貸付け及び手形の割引（第九号に該当するものを除  
く。）の総額の百分の二十に相当する金額を超えてはならない。

一（三）（略）

四 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項  
に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成十五年法律第百  
十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人、同条第三項に規  
定する大学共同利用機関法人又は地方独立行政法人法（平成十五  
年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人に対  
する資金の貸付け（第七号に規定する独立行政法人勤労者退職金共  
金共済機構及び独立行政法人住宅金融支援機構に対する資金の貸付け  
付けを除く。）及び手形の割引

五（九）（略）

現 行

（会員以外のものに対する資金の貸付け等）

第三条 労働金庫が法第五十八条第四項の規定により行うことができ  
る労働金庫の会員以外のものに対する資金の貸付け及び手形の割引  
は、次に掲げるものとする。ただし、第一号から第五号まで及び第  
八号に掲げる資金の貸付け及び手形の割引の額の合計額は、当該労  
働金庫の資金の貸付け及び手形の割引（第九号に該当するものを除  
く。）の総額の百分の二十に相当する金額を超えてはならない。

一（三）（略）

四 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項  
に規定する独立行政法人又は地方独立行政法人法（平成十五年法  
律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人に対す  
る資金の貸付け（第七号に規定する独立行政法人勤労者退職金共  
済機構及び独立行政法人住宅金融支援機構に対する資金の貸付け  
を除く。）及び手形の割引

五（九）（略）